

平成 23 年第 7 回臨時会

# 津幡町議会会議録

平成23年11月28日開会

平成23年11月28日閉会

津幡町議会

津幡町告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年第7回津幡町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月22日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

1 招集期日 平成23年11月28日

2 場 所 津幡町議会議場

3 付議すべき事件

(1) 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(2) 財産の処分について

# 平成23年第7回津幡町議会臨時会会議録

## 目 次

1. 招集告示	1
第1号(11月28日)	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程(第1号)	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開会・開議(午前10時00分)	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 議案上程(議案第63号～議案第64号)	6
1. 議案に対する質疑	7
1. 委員会付託	7
1. 休憩(午前10時10分)	7
1. 再開(午後2時15分)	7
1. 委員長報告	7
1. 委員長報告に対する質疑	8
1. 討 論	8
1. 採 決	9
1. 閉議・閉会(午後2時23分)	9
1. 署名議員	10

# 平成23年11月28日(火)

## ○出席議員(18名)

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	焼田新一	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榊田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	宮川真一	消防長	國本学
消防次長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長	大坂茂	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	田縁義信	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

○議事日程（第1号）

平成23年11月28日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案上程（議案第63号～議案第64号）

（質疑・委員会付託）

議案第63号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第64号 財産の処分について

（休憩）

議案第63号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についておよび

議案第64号 財産の処分について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

#### <開会・開議>

- 南田孝是議長 ただいまから、平成23年第7回津幡町議会臨時会を開会いたします。  
本日の出席議員数は、定数18名中、18名であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### <議事日程の報告>

- 南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

#### <会議録署名議員の指名>

- 南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において9番 塩谷道子議員、10番 多賀吉一議員を指名いたします。

#### <会期の決定>

- 南田孝是議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 南田孝是議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### <会議時間の延長>

- 南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

#### <諸般の報告>

- 南田孝是議長 日程第3 諸般の報告をいたします。  
本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。  
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年8月分および9月分に関する例月出納検査、地方自治法第199条第9項の規定による平成23年度定期監査としての財産の管理状況等監査の結果報告がありました。  
写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、さきの9月議会定例会で可決された「原子力災害対策の強化と自然エネルギーの促進を求める意見書」、「電力多消費型経済からの転換を求める意見書」、「自治体クラウドの推進を求める意見書」および「公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

### ＜議案上程＞

○南田孝是議長 日程第4 議案上程の件を議題とし、議案第63号および議案第64号を一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成23年第7回津幡町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

初めに、10月16日に行われました「1・2・SUNつばた元気ウォークin森林公園」は、石川県森林公園を会場に、議員の皆さまを初め、町内外から多くの方々に参加をいただきました。前日までの降雨のため、参加者の安全を考慮してコースの一部を変更しましたが、ベビーカーを押しての参加や高齢者などの参加もあり、約1,000人の皆さまが県森林公園に参集いたしました。参加していただきました皆さまには、深まる秋の自然を満喫するとともに、ウォーキングを楽しみながら健康づくりにも励んでいただきました。この大会をきっかけに、町民の皆さまが健康づくりに一層の関心を持っていただければ幸いと思っております。

同日に開催されました、町の特産品でありますマコモの葉をやり状にして投げ、飛距離を競う「飛べ！マコモ めざせ日本一in津幡」にも多くの方に参加をいただきました。

また、わくわく森林ハウスで同時に開催されました「健康まつり」にも多くの方々に訪れていただき、健康づくりに対しても理解を深めていただいたところでございます。

このように、当日は県森林公園を大いに楽しんでいただけたのではないかと思っているところでございます。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

**議案第63号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本案は、平成23年9月30日の人事院勧告および10月31日の石川県人事委員会の勧告を参考に、一般職の職員の給与月額を引き下げる改定を行うものであります。

本年度の人事院勧告の内容は、昨年に引き続き厳しい経済、雇用情勢が民間賃金に反映され、公務員給与と民間給与の比較において、公務員の月例給が民間給与を平均0.23パーセント上回っているとのものであります。そのため、今回の勧告では月例給につきまして、民間との給与格差が拡大傾向にあり、民間の給与水準を上回っている50歳代から40歳代の中高齢層を中心に引き下げを行う内容となっており、当町職員につきましても同様の改正をするものであります。期末手当および勤勉手当につきましては、厳しい経済状況などをかんがみて改定は見送られております。

なお、平成18年度の給与構造改革に伴う新旧給料月額の差額支給を平成24年度に2分の1に減額し、平成25年度に廃止することとしております。この制度改正により生ずる原資を用いまして、民間よりも給与水準が下回っている傾向がみられる若年および中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給号数を回復することとしております。具体的には、36歳未満の職員につきましては最大2号給引き上げ、36歳以上42歳未満の職員は最大1号給引き上げるものであり

ます。

本町では、これまでも人事院勧告を基本に職員の給与改定を行ってきたところであり、今回も勧告を参考に改定するものであります。この改正条例につきましては、平成23年12月1日が基準日となるため、本臨時会に提案するものであります。

次に、**議案第64号** 財産の処分についてであります。

本案は、社会福祉法人津幡町福祉会へあがたの里用地として、土地8,903.29平方メートルを1億1,141万円で売却するものであります。現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当しますので、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、ご提案を申し上げた議案につきまして、その概要をご説明申し上げたところでございます。何とぞ原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○**南田孝是議長** これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○**南田孝是議長** ただいま議題となっております議案第63号および議案第64号は、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に所管の常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時10分

〔再開〕 午後2時15分

○**南田孝是議長** ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第63号および議案第64号を一括して議題といたします。

#### <委員長報告>

○**南田孝是議長** これより所管の常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき所管の常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

〔酒井義光総務常任委員長 登壇〕

○**酒井義光総務常任委員長** 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第63号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第64号 財産の処分については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。



以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

これで、報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### ＜委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 所管の常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### ＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 議案第63号について、1つ目、提案の理由は妥当なのかという観点、2点目、給与改定することでどんな影響が考えられるのかという2つの観点から反対意見を述べます。

まず第1に、反対の理由となっている民間給与との格差の問題ですが、2011年春闘の最終回答では国民春闘共闘で5,610円、1.87パーセント、日本経団連の中小で4,259円、1.64パーセントなど、昨年比でほぼ同等のアップを行っており、民間労働者の平均給与額は3年ぶりに増加しています。県内の主要企業の今春闘の賃上げ幅についても、北國銀行の7月1日調査報告でも1から2パーセント台が最多の41.7パーセントとなっています。さらに、23年度夏のボーナス支給額は1人当たり前年比で2万1,000円増、支給率で0.09か月増と昨年夏の実績を上回っています。

今回の改定では、特に50歳代についてはその減額の影響が大きく、3年連続でマイナス勧告となっているので、それ以前と比べると約35万円ぐらいの年収の減となります。さらに、18年度に導入された給与構造改革で下げ幅を補てんし、現給保障していたものも、平成24年度には1万円を上限に2分の1、平成25年度には全廃となります。50歳代の方々にとって大きな減収につながります。

また第2には、可処分所得が低迷し、県内の地域経済の冷え込みも深まり、異常な円高で中小企業が苦しんでいるもとでは、庶民の懐を暖かくし、内需をふやすことが大切です。それなのに公務員給与を引き下げることが、地域経済をますます冷え込ませることになります。

また、公務員給与が引き下げられることにより、民間給与も引き下げられていくという懸念もあり、負のらせん階段をおりにすることになりかねません。

今公務員に求められているのは、東日本大震災や福島原発事故の教訓を生かし、公務公共サービスの拡充を求める住民の願いにこたえられる自治体や職員体制、職場づくりを進め、何よりも職員が安心して働き続けられる賃金労働条件の改善に取り組むことだと思います。

以上の理由によりまして、議案第63号については反対をいたします。

これで、私の反対討論を終わります。

○南田孝是議長 ほかに討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

- 南田孝是議長 これより議案採決に入ります。  
議案第63号を採決いたします。  
この採決は、起立によって行います。  
委員長の報告は、原案可決とされております。  
お諮りいたします  
委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

- 南田孝是議長 起立多数であります。  
よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第64号を採決いたします。  
委員長の報告は、原案可決とされております。  
お諮りいたします。  
委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 南田孝是議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

#### <閉議・閉会>

- 南田孝是議長 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。  
よって、平成23年第7回津幡町議会臨時会を閉会いたします。  
これにて散会いたします。

午後2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 塩谷 道子

署名議員 多賀 吉一

# 参 考 资 料

1. 委员会审查结果表 .....	1
-------------------	---

平成23年第7回津幡町議会臨時会  
常任委員会議案審査結果表  
総務常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第63号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第64号	財産の処分について	原案可決